

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2015.4.1 発行

発行

一般社団法人
札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

〒001-0010
札幌市北区北10条西4丁目1
SCビル2F

TEL 011-792-1811
FAX 011-792-5140

第93号

P1～3. 「介護保険報酬改定と地域包括ケア時代のケアマネの役割」

日本ケアマネジメント学会 副理事長 服部 万里子

P4. KPC24 きらり★ポジティブケアマネジャー [ケアマネ奮闘記①～愛全会ケアプランセンターちゅうおう
管理者 遠藤 直也]

P5. 知っ得(特別授業) [ケアマネ奮闘記②～介護老人福祉施設西円山敬樹園
経営管理部 生活相談課主任 高澤 美里]

「介護予防、つながりづくり、そして生きがいくりセンター」厚別区介護予防センターもみじ台 林 孝之

P6～7. ケアマネあるある！新人編

P8. 札幌市からのお知らせ／その他お知らせ



介護保険報酬改定と地域包括ケア時代のケアマネの役割

日本ケアマネジメント学会 副理事長 服部 万里子

1. 地域包括ケアと介護保険制度・報酬改定

平成26年の6月に介護保険・医療保険の法律改定が行われ、平成27年4月から暫時実施されます。医療法と介護保険法が一括で変わったのは「医療と介護を統合して、地域包括ケアを進める」方針が具体化されたからです。

(1) 医療保険・介護保険法の改正の背景と目的

高齢化社会の進展により、入院患者に占める70歳以上が58%を超え、介護保険の利用者も500万人近くに増加し、医療費や介護保険給付が増えました。今後、戦後生まれの団塊の世代が70歳を超える2025年には更に増える見込みです。

反面、日本の総人口は減り始め、核家族化が進み、家族の介護力は減少しています。社会保障（年金・医療・福祉）の増加に対して、その抑制策を図

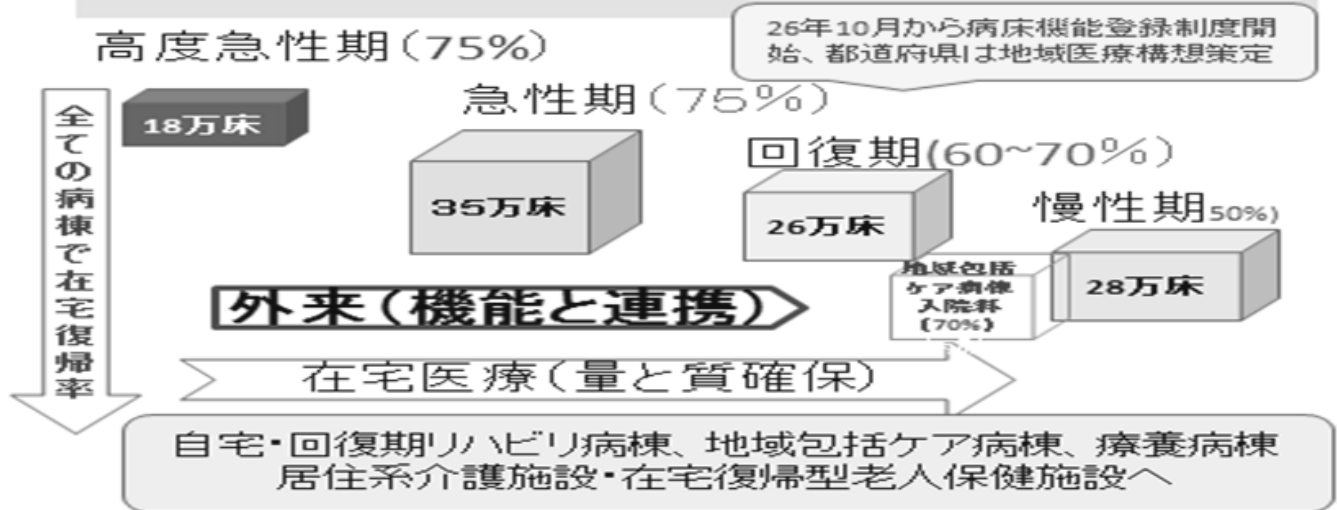
ることが目的です。

(2) 地域包括ケアの目的と退院促進

医療費や介護費用の抑制を図るために、医療費のかかる入院患者を「退院」させ、介護保険に移し、介護保険では、「施設入所を抑制し」地域に移行させることで介護費用を抑えることが目的です。住み慣れた地域＝日常生活圏域でサービスを完結させるためです。

そのために日本の大学病院から診療所の病床全てを4つの機能に分け、昨年からは都道府県に届出をさせ、すべての病床に「在宅復帰率」の遂行が求められるようになりました。

地域で医療→介護の流れを作る



在宅は、自宅以外のサービス付き、高齢者住宅、有料老人ホームも自宅扱いです。また、表のように特定施設、認知症グループホーム、在宅復帰型老人保健施設も在宅復帰率に数えられます。医療ニーズの高い患者が介護現場に戻るので、保健師助産師看護師法が変わり、診療の補助として看護師に医師の行う医療行為の一部ができる「認定看護師」が法的に誕生し、38行為21区分が発表されました。看護職のいない介護で医療ニーズに対応するために2012年から介護職に喀痰吸引などの医療行為が認められ研修が3年間行われました。介護福祉士のカリキュラムも医療行為を含めるように変わっています。

(3) 介護保険制度改正のポイント

- ①利用者負担増・・・8月から在宅利用者の15%、施設利用者5%が2割負担になり、介護保険は8割給付になります。また、施設入所者で非課税世帯の家賃と食事代の補足給付（本人負担を減らし、差額を介護保険から施設に払う）に、配偶者も非課税であることや資産要件が導入され、対象が厳しくなり、負担が増えます。
- ②サービス利用者減・・・27年度から3年以内に要支援の訪問介護とデイサービスが介護給付から市

町村の介護予防日常生活支援統合事業に変わります。利用サービスができるだけ地域のボランティアや住民主体でケアする方向に変わります。要支援のサービス利用は認定を受けずにチェックリストの活用を優先させます。

- ③特養ホームの入居基準が要介護1から要介護3以上に変わります。特定要件の場合には認められますので申請時にケアマネジャーのフォローが必要でしょう。

- ④保険者機能強化のために、国や都道府県から責任や権限が市町村に変わります。

具体的には、居宅介護支援事業所の指定が市町村移行に平成30年から変わります。また、市町村による地域ケア会議が義務化されます。住宅改修は事業所が届出に変わります（保険者が決める）。更に小規模デイサービスの基準が「定員18人以下」に変わり、1年後に地域密着型サービスに変わり、介護報酬が9.3%下がります。平成27年4月から既存のデイサービスの経営傘下に入りサテライト型になるか、小規模多機能型居宅介護のサテライトになるかを選択する必要があります。お泊まりデイサービスが都道府県への届出義務となり、基準が示されました。

2. 制度・報酬改定でこれからのケアマネに求められるもの

- (1) 介護保険改定対応への支援
- ①要支援の状態を明らかにし、介護の必要内容を市町村に情報提供、不安に寄り添い、認定を受けるように支援する。
- ②特養待機できない要介護1・2の特定要件の洗いだし⇒申請用紙記入のフォローや申請しない人への在宅生活の支援⇒丁寧な個別支援が求められる
- ③施設のケアマネジャーは補足給付への支援と2割負担への対応支援
- ④8月からの2割負担に変わる利用者へのケアプランの見直しや支援

3. 他職種とケアマネとの連携を進め、在宅生活を継続できるよう支援する

- (1) 入院から在宅への支援
- ・ケアマネジャーは入院直後から「在宅に戻れる状態像」を病院に示し、入院中に疾患治療と合わせて廃用症候群の予防を他職種で具体化するように連携する。
 - ・本人には『あきらめない』ための関わりを強化する。
 - ・本人を取り巻く支援者へのかかわり強化、友人・知人・親族への関わり
 - ・病状と今後の展望を医療から説明し、在宅復帰への具体的支援をする。
 - ・入院中の洗濯・自宅の新聞・郵便物・自宅建物のケア・植木・花のケア・犬猫のケア等、近隣、友人、自費サービスを活用し支援する。

(2) 介護者への支援

- ①日頃から介護者との関係性に関する支援は在宅の重要なポイント
- ②コミュニケーション力のアップで介護者の負担軽減
- ③介護者は「がんばらない」「あきらめない」「見

小規模通所介護・お泊まりデイサービス

小規模通所(18人以下)は地域密着型サービスへ移行または小規模多機能の通所のサテライトにする→地域密着通所は▲9%。

- ・お泊まりデイサービス
 - 大規模化通常規模の経営傘下に入りそのサテライト型通所介護
 - 既存の小規模多機能居宅介護のさえらいトになる(訪問介護・泊まりは本体で対応(18年3月まで))
 - 1年後に地域密着型通所介護へ
- ・お泊りデイサービスは届け出制(泊まり理由と短期間、ケアマネの判断必要。夜間看護か初任者研修以上が常時一人いる。定員は通所の50%で9人上限、個室7.43㎡、個室外も免責確保で4人まで、4日以上か定期利用はサービス計画、消防法遵守、事故対応)「介護サービス情報公表」に入れる。

放さない」支援の具体化・・・何が負担か?の見極め(ケアマネジャーの底力)

- ④サービス提供責任者は、在宅復帰に向けた支援をケアマネジャーと連携する。

(3) 在宅における日常生活の維持向上のため、医療との連携

在宅の継続を阻害する悪化要因のアセスメントで予防策の具体化

- ①脱水予防、熱中症予防：1日1500mL(注)の水分をどう取るか
- ②転倒・骨折の予防：歩かないと体力は劣化、環境整備、杖、段差解消、筋力、ふらつき防止
- ③肺炎、風邪、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染予防
- ④誤嚥の予防・低栄養の防止
- ⑤病状の悪化予防：服薬管理や通院や診療の確保支援

在宅をより長く継続できれば介護給付は削減できる。また、自宅には本人の役割があり、自分の生活がある。多様な地域の資源を活用し生活全体を支援する。

(注) 一般的な目安で適正摂取量は個別アセスメントによる。



ケアマネ奮闘記 ①

愛全会ケアプランセンターちゅうおう 管理者 遠藤 直也

私はケアマネジャー職について早いものでもうすぐ10年が経ちます。

人生の終末期を迎え、様々な問題を抱えたご高齢者様やその家族様たちと関わる中で、その方がたにとっての「より良い生活」とは何だろうか？と日々模索する毎日です。

相談援助職という専門職ではありますが、私自身、ごく普通の人間なので、「なぜわかってもらえないのだろうか？」と葛藤することが多々あります。人は誰でも幸せになりたいものですが、その幸せの価値観が分からない限りは、他人が何をしても本人の満足は得られないでしょう。人それぞれ、幸せや不満を感じる価値観は違います。その方がどのような人生を歩んできたのか？これからどのようなことができるのか？したいのか。人生観も合わせて深く知ることが、その先の良いケアとなり、より良い生活に繋がると思います。ケアマネジャーの立ち位置は難しいものですが、身内ではないけれど他人でもない、適度な距離感を持ちつつ、一歩、二歩と踏み込んで、その価値観を理解する努力をしなければなりません。

ケアマネジャーとして大事にしなければならないことは、介護保険の専門家としての、適切なアドバイスはもちろん大切だと思いますが、それ以上に利用者様の立場に立って、共にこれからの生活を悩み考える姿勢だと思っています。



ケアマネ奮闘記 ②

介護老人福祉施設 西円山敬樹園 経営管理部 生活相談課 主任 高澤 美里



私が西円山敬樹園に入社したのは遥か彼方、介護保険が始まった年でした。その当時は生活相談員として初々しく、自分の不甲斐なさに悩んだり、うまくいかない事に涙したこと、仕事で頭がいっぱいになり眠れない夜もありました。

数年前、念願の子どもを授かったこともあり、産休、育休ののち、専任の施設ケアマネになりました。実際、ケアマネ資格は持っていたものの、何もわからず1からのスタートでした。自分なりのアセスメント用紙を作ってみたり、マニュアルを作ってみたりもしました。

最近、自分の中で昔と違うな、と感じる事は、職場ではケアマネ業務に集中し、家に帰れば母親、家事に集中し、良い意味で仕事にも家庭にもどっぷり浸かりすぎる事無く、お互いが息抜きの場になっているということです。夜は疲れて爆睡ですが・・・。

ケアマネだって、人間だから私生活や職場の人間関係等で色々あります。だけど、自分の心が不安定だと、ご利用者やご家族へ支援する際に少なからず態度に出てしまうと思います。いつも心穏やかでいたいと思っています。



ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー **知っ得
特別授業****「介護予防、つながりづくり、
そして生きがいづくりセンター」****厚別区介護予防センターもみじ台 林 孝之**

はじめに、ケアマネジャーさんとの連携事例を紹介します。

Aさん(女性、80代前半)は、介護保険サービスを利用しながらご主人を介護し、看取りました。ご主人を担当していたケアマネジャーさんは、一人暮らしになったAさんの今後の生活を心配し、介護予防センターに支援を依頼しました。介護予防センターはAさん宅に伺い、Aさんに近所の体操教室を勧めました。Aさんは体操教室に通うようになりました。足腰が楽になっただけでなく、介護のため途絶えていた地域の人とのつながりを再び持つことができました。Aさんは予防センターに『夫が亡くなって悲しいけれど、体操の仲間が、近所のスーパーで会うと声をかけてくれるのでうれしい。』といました。

Bさん(男性、60代後半)は、90代のお母さんが入所している介護保険施設に週3、4回通い、話し相手や届け物などをしていましたが、70歳を目前にして『将来、自分も要介護者になるのではないか』という不安を感じるようになりました。施設のケアマネジャーは介護予防センターに、Bさんへ介護予防に関する情報を伝えるよう依頼しまし

た。介護予防センターはBさんに、地域の『すこやか倶楽部(介護予防教室)』を紹介しました。Bさんは、月1回『すこやか倶楽部』に通うようになりました。やがてBさんは、元気に体操に励む80代の男性Cさんと知り合いになりました。Cさんは昔、お母さんを介護した経験があったそうです。Bさんは予防センターに『Cさんの生き方は、一つ一つが自分の勉強になる。Cさんのように生きたい。』といました。Bさんは、お母さんの介護だけではなく、自分自身の人生も大切にするようになりました。

介護予防センターは札幌市内53か所にあり、それぞれの担当地域の町内会・自治会、民生委員、老人クラブ、福祉のまち推進センターと連携し、介護予防教室の開催やボランティアの育成、そして、地域の皆様からの相談に応じています。介護予防センターは、要介護状態にならないだけでなく、地域における高齢者のつながりづくり、生きがいづくりも心がけながら業務に当たっています。機会がございましたら、ぜひ介護予防センターをご活用ください。よろしくお願いいたします。

**こんにちは！窓口**

顔の見える関係をコンセプトに行政や地域包括支援センター(主任ケアマネ)などケアマネジャーと関わりの深い方々をご紹介します。

今号はお休みです。次号からは札幌市の事業指導担当者をご紹介します！



新人編

素敵な経験、苦労を重ねて今がある！大丈夫！先輩もあのころは若かった！頑張れ新人ケアマネ！

新人の頃の思い出その1



提供票を毎月送付していましたが、そのうち自分の利用者に関係する近隣の事業所7～8件分を事業所に出向き直接手渡ししていました。職員に顔と名前を覚えてもらい、その後の電話連絡時の反応が違いました。

直接出向いて話をする顔の見える関係って大切だね～。電話や、FAX、メールなど便利なものはあるけど顔の見える関係づくりって大切だね～。

新人の頃の思い出その2



事業所が参加する在宅ケア連絡会に参加して名刺交換をしていました。でも最初のころは、なかなかお近づきになれず会の終了後もほかの人たちが会話の花を咲かせている中、話し相手が見つからず、ひとりさみしく帰ったことも。めげずに参加した結果、今ではすっかりなじみの関係です。

あるある～。誰にも声を掛けられず、誰にも気づかれず、誰にも気にも留められず、寂しかったでしょ～。そんな経験をしたので今度、研修会場にそのような新人ケアマネさんを見かけたら、こちらから声をかけてみよー！

新人の頃の思い出その3



利用者宅で長時間の正座。立ち上がりの時に足に感覚がなく、よろけた拍子に薬カレンダーを引きちぎり薬がバラバラに。訪問看護を呼び看護師にむちゃくちゃ怒られました。

まず事業所の上司に報告して指示を仰いで、100円ショップで薬カレンダー購入して弁償して、その後、看護師と一緒に薬管理に立ち会って。本人や家族にも謝罪して、この時の訪問看護の派遣された利用料金のことを先方の事業所と相談して、事業所に戻って再度、上司に報告して……。やること多いよね～。振り返りも先輩方と一緒にしましょ～。

新人の頃の思い出その4

予定訪問時間より30分早く連絡せずに行ってしまった。Aさんはカツラを普段つけている方で準備が間に合わず、Aさん曰く「あなたが来ると思って用意していた。時間は守ってほしいな」と……言われた。身支度して待っていてくれようとしていた利用者さんに申し訳ないことをしたと反省した。

見なかったことにしましょ～。



ケアマネあるある？ つづき

新人の頃の思い出～利用票編～



- 利用票の交付。渡した瞬間、別表がなく2枚とも利用票であった。
- 捺印をいただく欄がなく、よく見ると提供票だった。
- 名前の良く似た利用者さんがいてAさんにBさんの利用票を説明。途中、気が付いたが本人も納得していたので差し替えがしづかった。

→あわてるよね～。でもどのケースも、もう1周、訪問して頑張ったのかな？月に2回も会えるなんて他のケースにはない素敵な出来事と思ってガンバロー！

- 新人の頃、利用票と提供票を作成し、間違えてまた、作成し、机の上は利用票と提供票だらけ。すごい数の枚数です。提供票発送の時期になると、提供票、利用票に埋もれて動けなくなる夢をよく見ました。何枚もの重たさで身体が動けなくなり肩まで利用票、提供票で埋まっていた。誰か～

→仕事の夢が出ると翌朝グッタリするよね～。大丈夫！ほとんど正夢だから！痛みと、苦しみを越えて強くなるよ！

新人の頃の思い出その5



道路標識が解らず、一方通行を逆走していた。対向車から怒鳴られ「なんで？」って思いながら走り続けて初めて意味が分かった。

道路標識、うっかり見落とすことってあるよねえ～。逆走。あるある～って、

あっちゃいかんやろー！

新人の頃の思い出その6

元治療院を一人で営んでいた利用者さん。訪問して話をしていると「あなた、肩こっているね～。声を聞いているとわかるんだよ。こんなにこっていたら熟睡できないでしょ。針を打ってあげる。ここに横になりなさい」



新人なので在宅訪問もまだ、カルチャーショックだった頃の私。読み聞かせのボランティアを依頼し東洋医学の中国書を熱心に勉強し、親切心から言ってくださっていると思うと、どのように断ってよいのかもわからず、強引に横にされ手や足、腰、首に針を打たれました。「今日はぐっすり眠れるからね」その晩は本当にぐっすり眠りました。恐るべし東洋医学。次回訪問時も勧められましたが「針は嫌いなので、ごめんなさい。」と丁重にお断りいたしました。

定期訪問に行っても相手のペースに巻き込まれて、こちらの聞きたいことも聞けずに終わってしまう事ってあるよね～。今日は何をしに来たんだろうと……。でも大丈夫そんな反省が次の訪問の時に「今度はこういう話し方をしてみよう」などのアイディアが生まれるから！針を打たれそうになったら、今度は先手を打って“クギ”を刺そう！（こんなアドバイスでいいのか・・・汗）

～皆様方のご意見や経験談等をお待ちしております～

ケアマネさっぽろへのご意見やケアマネとしての経験談（うれしかった、失敗談などなど）をお気軽にお寄せください。

※匿名で受付いたします。

E-mail : kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp

ホームページ : <http://sapporo-cmrenkyo.jp/>



札幌市からのお知らせ

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）については、入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう、札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例、札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定められておりますが、今般、介護保険法及び介護保険法施行規則の改正により、平成27年4月1日以降の施設への入所が原則要介護3以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所が認められることとなりました。

なお、要介護1又は2の方で特例的な施設への入所が認められる要件は以下の通りとなります。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

掲示板コーナー

区支部研修会の最新情報は、会ホームページ

<http://sapporo-cmrenkyo.jp/> でご覧ください。



平成27年5月28日（木）に札幌市ケアマネ連協定時総会を予定しております。
4月の下旬には、全会員へ議案書を郵送いたしますので、出欠の有無や書面表決書等につきまして、**欠席の場合も必ずFAXまたはインターネットでご返信くださいますようお願いいたします。**

また、同日に全体研修会も企画しており、今回は「(仮)介護保険法改正／報酬改定の解釈と注意点」をテーマとした研修会を検討しています。詳細につきましては、4月下旬にお送りする議案書にあわせてお知らせいたします。



ケアマネSAPPORO93号（2015年4月1日発行）

発行元：一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会

編集：一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員会

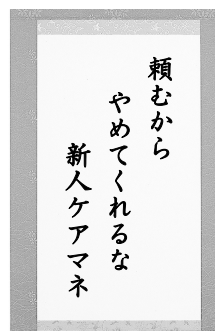
広報委員長：原田 哲也

広報委員：由井 康博 南 靖子 鈴木 晴美 長崎 亮一

和田 賢太 菅原 正枝 佐賀 正人 藤川 宏子

E-mail：kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp ホームページ：http://sapporo-cmrenkyo.jp/

（札幌ケアマネで検索可）



編集後記 川柳

頼むから
やめてくれるな
新人ケアマネ